



2 転用計画

(1) 転用事由の詳細	(用途) <b>宅 地</b>	(事由の詳細) <b>現在、借屋住まいなので自己住宅を建てたい</b>								
(2) 転用の期間	年 月 日 (許可の日) から <b>永久</b> 年間									
(3) 転用の時期、転用の目的に係る事業又は施設の概要										
工事計画	名 称	第1期 (2年4月~2年9月)			第2期 ( 年 月 ~ 年 月)			合 計		
		棟数	建築面積 <sub>2</sub> m <sup>2</sup>	所要面積 <sub>2</sub> m <sup>2</sup>	棟数	建築面積 <sub>2</sub> m <sup>2</sup>	所要面積 <sub>2</sub> m <sup>2</sup>	棟数	建築面積 <sub>2</sub> m <sup>2</sup>	所要面積 <sub>2</sub> m <sup>2</sup>
土地造成				<b>351</b>						<b>351</b>
建築物又は工作物	自己住宅	1	121	121	登記面積と同数値 足して所要面積と同数値となるよう記載。欄が不足する場合は「庭・通路等」のようにまとめて記載。			1	121	121
	物置	1	10	10				1	10	10
	駐車場3台分			45						45
	庭・通路等			175						175
計			<b>131</b>	<b>351</b>				<b>131</b>		<b>351</b>

3 転用の目的に係る事業の資金計画

所 要 資 金 円		自 己 資 金 円	借 入 資 金	
総額	<b>45,000,000</b>	<b>10,000,000</b>	(借入先)	円
内訳	土地購入費		△ △銀行 ○ ○支店	<b>35,000,000</b>
	工 事 費	<b>45,000,000</b>		
	そ の 他			

4 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要

(1) 被害の内容	<b>①雨水の流出 ②土砂の流出</b>
(2) 防除施設の内容	<b>①砕石(砂利)を敷き自然浸透・側溝整備・擁壁設置 ②法面保護。十分な転圧・・・など</b>

5 その他参考となる事項

- 添付書類(1) 申請土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)(1部)  
 (2) 申請土地の位置及び付近の状況を表示する図面(1部)  
 (3) 申請土地の地番、地目及び隣接土地の状況を表示する図面(1部)  
 (4) 申請土地に建設しようとする建物又は施設の面積、位置、施設物  
 (5) 申請土地が土地改良区内にある場合は、その土地改良区の意見書  
 (6) 法人(農地等について権利を取得しようとする者に限る。)にあつては、(法人の名称、所在地、代表者の氏名、業務内容等が確認できるもの)  
 (7) その他関係書類

- (1) は想定される被害内容を必ず記載  
 (2) は(1)に対する防除策を必ず記載  
 ※隣接する農地がない場合は「隣接農地なし」と記載

## 許 可 指 令 書

指令 第 \_\_\_\_\_ 号

この申請は、下記により許可します。

年 月 日

岩手県知事 印

記

- 条件
  - 申請書に記載された事業計画に従って、事業の用に供すること。
  - 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月及びその後1年ごとに工事の進捗状況を報告すること。また、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。
- 注意
  - 申請書に記載された事業計画(用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。)に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第51条第1項の規定によりその許可を取消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を附し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは原状回復の措置等をとるべきことを命ずることがあります。
  - 所管農業委員会の発行する農地転用許可済証を申請地に提示してください。
  - 申請書に記載された事業計画を変更せざるを得ないときは、事前に所管農業委員会を経由して承認を受けてください。
- 教示
  - この処分が不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩手県知事に審査請求書(同法第19条第2項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。))に記載しなければなりません。正副2通を提出して、審査請求をすることができます。ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法(昭和27年法律第229号)第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和25年法律第292号)第25条の2第2項に掲げる事項を記載しなければなりません。)を提出して裁定の申請をすることができます。なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。
  - この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩手県を被告として(訴訟において岩手県を代表する者は岩手県知事となります。)、提起することができます。なお、上記(1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときには、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

## 「農地法第4条」農地転用のしおり

### （自己所有地を転用する場合）

※ 農地転用を申請する場合は、一時的な転用（3年以内）を除き農振農用地でないことが要件となります。農振農用地の確認につきましては、農政推進課（又は各支所産業建設課）で確認をお願いいたします。

<農地を農地以外に転用する場合は、下記の書類が必要です>

注) 添付書類は2部（1部はコピー可）提出してください

申請人（土地所有者）	
①土地の全部事項証明書（登記簿謄本）	【法務局または市役所内サービスセンター】
②土地改良区（水利組合）の意見書	【土地改良区等】
③資金証明書・残高証明	【融資先の銀行等の証明】
④図面関係	1. 付近図（住宅地図等） 【申請者本人】
	2. 公図（申請地並びに隣接地利用状況図） 【法務局または市役所内サービスセンター】
	3. 配置図（排水計画、建物等位置の詳細図） 【申請者本人】 ※ 建物の場合は、平面図・立面図も添付のこと
⑤その他	1. 植林の場合 隣接農地所有者の承諾書
	2. 都市計画地域の場合 用途地域に指定されている場所は、建築物・工作物に制限がありますので、都市整備課にご相談ください。

※なお、上記以外の書類が必要となる場合もございます。

## 申請の締切は毎月5日です

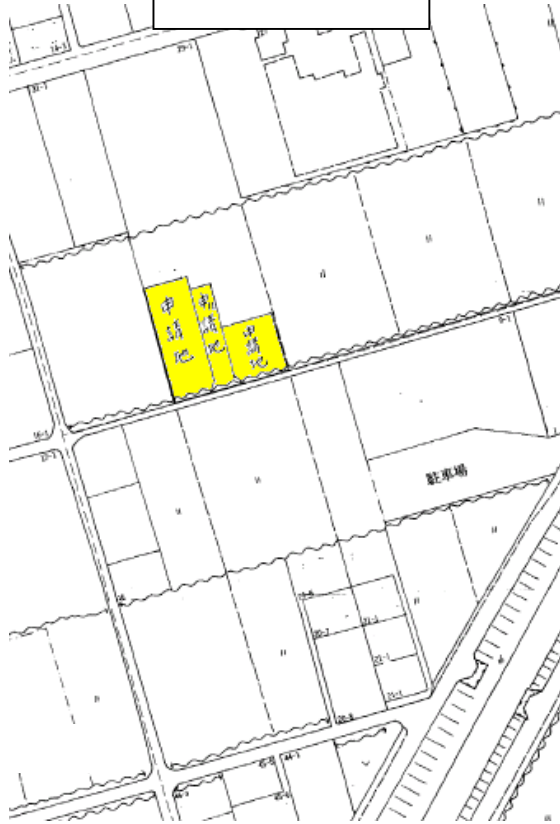
（5日が土・日・祝日の場合は、休日明けの日が締切となります。）

<<申請書の提出枚数は、基本的に3枚となります>>

(添付書類参考)

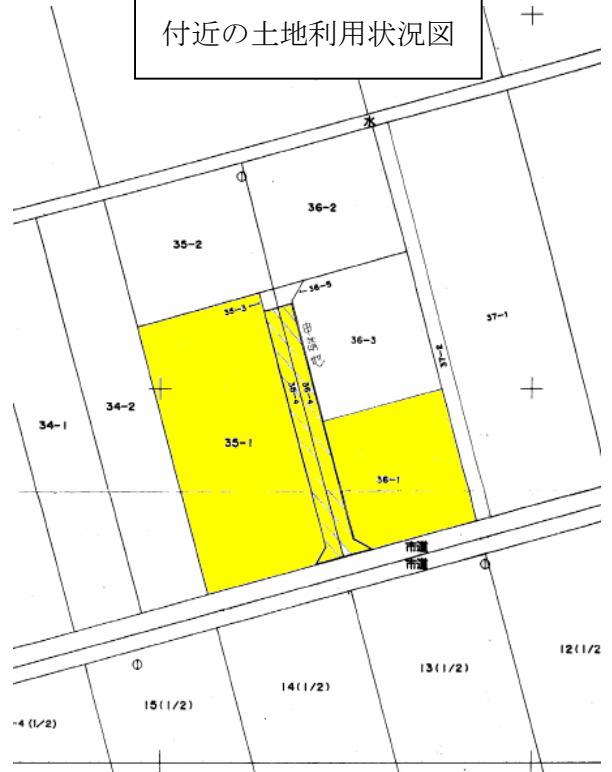
それぞれ用紙は「A4サイズ」の大きさをお願いいたします。

付近図

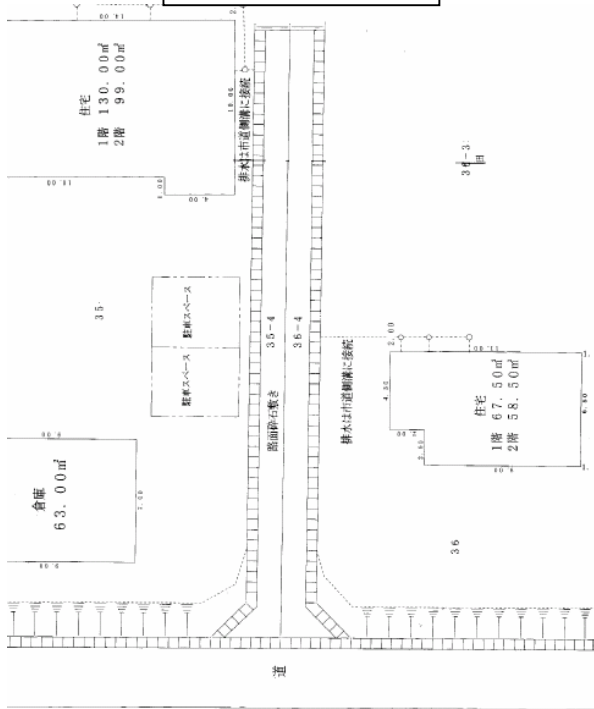


公図

付近の土地利用状況図



配置図



事業計画書

事業計画書(例)

一関市〇〇字〇〇 △△番地  
 □□ 株式会社  
 〇代表取締役 ○ ○ ○

1. 土地の所在

所在	地番	地目	面積	所有者	備考
一関市〇〇字〇〇	123	田	1,234	△△ △△	売買
一関市〇〇字〇〇	124	畑	120	□□ □□	売買
合 計		2筆	1,354		

2. 転用の目的 建売住宅 駐車場等

3. 転用理由 事業拡大

4. 転用工事期間 平成〇〇年〇月〇日から 平成〇〇年〇月〇日まで

5. 事業費用 土地購入費 ○○○○円  
 造成費 ○○○○円  
 建築費 ○○○○円 合計 ○○○○円

6. 資金内訳

自己資金 ○○○○円  
 借入資金 ○○○○円 合計 ○○○○円

7. その他参考事項

- ・排水計画
- ・販売計画
- ・業務開始予定
- ・施設の内容 他